

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年9月20日提出
【計算期間】	第1期中 (自 2022年12月21日 至 2023年6月20日)
【ファンド名】	auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型） auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型） auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型） auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）
【発行者名】	auアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 慎一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田三丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	寺田 雅彦
【連絡場所】	東京都千代田区西神田三丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-5657-7188
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【ファンドの運用状況】

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）】

(1) 【投資状況】

(2023年6月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	11,934,563	95.96
内 アメリカ	11,934,563	95.96
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	502,003	4.04
純資産総額	12,436,566	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の

純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2022年12月21日)	1,000,000	-	1.0000	-
2022年12月末日	1,008,749	-	1.0087	-
2023年1月末日	1,037,324	-	1.0373	-
2月末日	1,057,871	-	1.0579	-
3月末日	1,044,857	-	1.0448	-
4月末日	10,618,017	-	1.0528	-
5月末日	11,196,561	-	1.0962	-
6月末日	12,436,566	-	1.1687	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
2022年12月21日～2023年6月20日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
--	--------

2022年12月21日～2023年6月20日	15.9
------------------------	------

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）】

（１）【投資状況】

（2023年6月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	15,104,805	94.82
内 アメリカ	15,104,805	94.82
コール・ローン、その他の資産 （負債控除後）	825,750	5.18
純資産総額	15,930,555	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の
純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）(円)	1口当たりの 純資産額 （分配付）(円)
設定時 (2022年12月21日)	1,000,000	-	1.0000	-
2022年12月末日	1,005,921	-	1.0059	-
2023年1月末日	1,027,122	-	1.0271	-
2月末日	1,047,289	-	1.0473	-
3月末日	1,046,083	-	1.0358	-
4月末日	11,042,817	-	1.0394	-
5月末日	13,075,367	-	1.0813	-
6月末日	15,930,555	-	1.1434	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
2022年12月21日～2023年6月20日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
--	--------

2022年12月21日～2023年6月20日	13.2
------------------------	------

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）】

（１）【投資状況】

（2023年6月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	15,664,215	95.81
内 アメリカ	15,664,215	95.81
コール・ローン、その他の資産 （負債控除後）	684,878	4.19
純資産総額	16,349,093	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の

純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）(円)	1口当たりの 純資産額 （分配付）(円)
設定時 (2022年12月21日)	1,000,000	-	1.0000	-
2022年12月末日	1,003,037	-	1.0030	-
2023年1月末日	1,017,196	-	1.0172	-
2月末日	1,037,017	-	1.0370	-
3月末日	1,027,669	-	1.0277	-
4月末日	10,515,821	-	1.0275	-
5月末日	12,914,745	-	1.0672	-
6月末日	16,349,093	-	1.1201	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
2022年12月21日～2023年6月20日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
2022年12月21日～2023年6月20日	10.5

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）】

（１）【投資状況】

（2023年6月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	12,091,274	95.53
内 アメリカ	12,091,274	95.53
コール・ローン、その他の資産 （負債控除後）	566,300	4.47
純資産総額	12,657,574	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の
純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）(円)	１口当たりの 純資産額 （分配付）(円)
設定時 (2022年12月21日)	1,000,000	-	1.0000	-
2022年12月末日	1,000,335	-	1.0003	-
2023年1月末日	1,007,688	-	1.0077	-
2月末日	1,027,184	-	1.0272	-
3月末日	1,019,683	-	1.0197	-
4月末日	10,263,202	-	1.0158	-
5月末日	11,212,246	-	1.0558	-
6月末日	12,657,574	-	1.1011	-

【分配の推移】

	１口当たり分配金(円)
2022年12月21日～2023年6月20日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
2022年12月21日～2023年6月20日	8.4

2【設定及び解約の実績】

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
2022年12月21日～ 2023年6月20日	10,908,192	431,108	10,477,084

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
2022年12月21日～ 2023年6月20日	13,519,728	143,069	13,376,659

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
2022年12月21日～ 2023年6月20日	14,660,524	203,340	14,457,184

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
2022年12月21日～ 2023年6月20日	11,497,368	325,845	11,171,523

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

3 【ファンドの経理状況】

auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）

1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2022年12月21日から2023年6月20日まで）の中間財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）】

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第1期中間計算期間 （2023年6月20日現在） 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		57,444
コール・ローン		333,374
投資証券		11,890,277
流動資産合計		12,281,095
資産合計		12,281,095
負債の部		
流動負債		
未払解約金		117,365
未払受託者報酬		634
未払委託者報酬		17,618
その他未払費用		282
流動負債合計		135,899
負債合計		135,899
純資産の部		
元本等		
元本	1	10,477,084
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,668,112
元本等合計		12,145,196
純資産合計		12,145,196
負債純資産合計		12,281,095

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第1期中間計算期間 （自 2022年12月21日 至 2023年6月20日） 金 額（円）
営業収益		
受取配当金		11,276
受取利息		1,054
有価証券売買等損益		537,783
為替差損益		752,826
営業収益合計		1,302,939
営業費用		
受託者報酬		634
委託者報酬		17,618
その他費用		26,602
営業費用合計		44,854
営業利益又は営業損失（ ）		1,258,085
経常利益又は経常損失（ ）		1,258,085
中間純利益又は中間純損失（ ）		1,258,085
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		26,880
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		453,628
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		453,628
剰余金減少額又は欠損金増加額		16,721
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		16,721
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,668,112

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 . 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3 . その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在)
1 . 1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	9,908,192円
期中一部解約元本額	431,108円
2 . 受益権の総数	10,477,084口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 (自 2022年12月21日 至 2023年6月20日)
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在)
1 . 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。

2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（1口当たり情報）

	第1期中間計算期間 （2023年6月20日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1592円 (11,592円)

auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）

１．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2022年12月21日から2023年6月20日まで）の中間財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）】

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第1期中間計算期間 （2023年6月20日現在） 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		52,134
コール・ローン		570,164
投資証券		14,538,113
流動資産合計		15,160,411
資産合計		15,160,411
負債の部		
流動負債		
未払解約金		4,129
未払受託者報酬		713
未払委託者報酬		19,357
その他未払費用		311
流動負債合計		24,510
負債合計		24,510
純資産の部		
元本等		
元本	1	13,376,659
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,759,242
元本等合計		15,135,901
純資産合計		15,135,901
負債純資産合計		15,160,411

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第1期中間計算期間 (自 2022年12月21日 至 2023年6月20日) 金 額 (円)
営業収益		
受取配当金		21,638
受取利息		980
有価証券売買等損益		432,093
為替差損益		846,168
営業収益合計		1,300,879
営業費用		
支払利息		7
受託者報酬		713
委託者報酬		19,357
その他費用		28,623
営業費用合計		48,700
営業利益又は営業損失（ ）		1,252,179
経常利益又は経常損失（ ）		1,252,179
中間純利益又は中間純損失（ ）		1,252,179
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		4,716
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		515,699
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		515,699
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,920
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,920
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,759,242

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 . 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3 . その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在)
1 . 1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	12,519,728円
期中一部解約元本額	143,069円
2 . 受益権の総数	13,376,659口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 (自 2022年12月21日 至 2023年6月20日)
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在)
1 . 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。

2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（1口当たり情報）

	第1期中間計算期間 （2023年6月20日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1315円 (11,315円)

auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）

１．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2022年12月21日から2023年6月20日まで）の中間財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）】

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第1期中間計算期間 （2023年6月20日現在） 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		83,560
コール・ローン		440,333
投資証券		15,484,977
流動資産合計		16,008,870
資産合計		16,008,870
負債の部		
流動負債		
未払解約金		10,872
未払受託者報酬		690
未払委託者報酬		18,742
その他未払費用		299
流動負債合計		30,603
負債合計		30,603
純資産の部		
元本等		
元本	1	14,457,184
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,521,083
元本等合計		15,978,267
純資産合計		15,978,267
負債純資産合計		16,008,870

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第1期中間計算期間 (自 2022年12月21日 至 2023年6月20日) 金 額 (円)
営業収益		
受取配当金		30,470
受取利息		1,145
有価証券売買等損益		243,634
為替差損益		822,383
営業収益合計		1,097,632
営業費用		
支払利息		20
受託者報酬		690
委託者報酬		18,742
その他費用		28,611
営業費用合計		48,063
営業利益又は営業損失（ ）		1,049,569
経常利益又は経常損失（ ）		1,049,569
中間純利益又は中間純損失（ ）		1,049,569
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		8,269
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		484,550
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		484,550
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,767
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,767
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,521,083

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 . 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3 . その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在)
1 . 1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	13,660,524円
期中一部解約元本額	203,340円
2 . 受益権の総数	14,457,184口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 (自 2022年12月21日 至 2023年6月20日)
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在)
1 . 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

2 . 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(1 口当たり情報)

	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在)
1口当たり純資産額	1.1052円
(1万口当たり純資産額)	(11,052円)

auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）

１．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2022年12月21日から2023年6月20日まで）の中間財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）】

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在) 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金		78,580
コール・ローン		241,000
投資証券		11,904,469
流動資産合計		12,224,049
資産合計		12,224,049
負債の部		
流動負債		
未払解約金		101,593
未払受託者報酬		634
未払委託者報酬		17,473
その他未払費用		284
流動負債合計		119,984
負債合計		119,984
純資産の部		
元本等		
元本	1	11,171,523
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		932,542
元本等合計		12,104,065
純資産合計		12,104,065
負債純資産合計		12,224,049

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第1期中間計算期間 (自 2022年12月21日 至 2023年6月20日) 金 額 (円)
営業収益		
受取配当金		37,316
受取利息		1,112
有価証券売買等損益		42,095
為替差損益		757,735
営業収益合計		838,258
営業費用		
支払利息		2
受託者報酬		634
委託者報酬		17,473
その他費用		28,596
営業費用合計		46,705
営業利益又は営業損失（ ）		791,553
経常利益又は経常損失（ ）		791,553
中間純利益又は中間純損失（ ）		791,553
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		16,073
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		161,237
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		161,237
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,175
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,175
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		932,542

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 . 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3 . その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在)
1 . 1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	10,497,368円
期中一部解約元本額	325,845円
2 . 受益権の総数	11,171,523口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 (自 2022年12月21日 至 2023年6月20日)
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在)
1 . 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(1口当たり情報)

	第1期中間計算期間 (2023年6月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0835円 (10,835円)

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2023年6月30日現在

資本金の額 10億円
発行可能株式総数 800,000株
発行済株式総数 80,000株

過去５年間ににおける資本金の額の増減

2018年２月 資本金 10億円に増資

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を行っています。また、「確定拠出年金法」に定める確定拠出年金運営管理業務、「金融商品取引法」に定める金融商品仲介業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は、2023年6月30日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	15	43,455
合計	15	43,455

（３）【その他】

a．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年9月28日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

2019年6月17日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

2019年7月1日付で、K D D I アセットマネジメント株式会社よりauアセットマネジメント株式会社へ商号を変更するため、定款を変更しました。

2019年9月24日付で、auフィナンシャルパートナー株式会社の設立のため、2億円の出資を行いました。

2020年3月31日付で、事業目的の追加及び削除を行うため、定款を変更しました。

2020年6月15日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

2023年4月1日付で、auフィナンシャルグループ内での資本関係整理のため、auフィナンシャルパートナーズ株式会社の全株式4,000株をauフィナンシャルホールディングス株式会社へ譲渡しました。

b．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である a u アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第6期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部			
流動資産			
前払費用		12,167	15,081
未収入金	* 2	243,418	406,139
未収委託者報酬		196,753	112,369
未収収益	* 2	232,004	-
立替金		89	126
短期貸付金	* 2	456,349	314,664
未収消費税等		-	6,971
流動資産合計		1,140,782	855,352
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	* 1	20,043	0
工具器具備品	* 1	7,042	0
有形固定資産合計		27,085	0
無形固定資産			
ソフトウェア		151,741	0
無形固定資産合計		151,741	0
投資その他の資産			
投資有価証券		34,223	803,922
関係会社株式		200,000	200,000
敷金		57,622	37,622
長期前払費用		8,865	0
長期差入保証金		54,300	54,300
投資その他の資産合計		355,010	1,095,844
固定資産合計		533,837	1,095,844
資産合計		1,674,620	1,951,197

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	328,569	394,484
未払費用	161,819	11,753
未払法人税等	6,064	6,971
預り金	773	946
賞与引当金	9,280	11,298
短期借入金	100,000	900,000
未払消費税等	165,432	-
前受収益	21,938	30,808
流動負債合計	793,877	1,356,263
固定負債		
繰延税金負債	1,293	39
資産除去債務	11,226	11,267
固定負債合計	12,519	11,307
負債合計	806,396	1,367,570
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,134,706	1,415,256
利益剰余金合計	1,134,706	1,415,256
株主資本計	865,293	584,743
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,929	1,116
評価・換算差額等合計	2,929	1,116
純資産合計	868,223	583,626
負債・純資産合計	1,674,620	1,951,197

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

		前事業年度		当事業年度	
		自 至	2021年4月1日 2022年3月31日	自 至	2022年4月1日 2023年3月31日
営業収益					
委託者報酬			470,563		304,230
金融商品仲介手数料			419		159
確定拠出年金事業収入			37,323		58,384
保険契約等代行業務収入	* 2		673,070		536,858
システム貸付収入			15,480		15,480
その他営業収入			25,439		31,427
営業収益計			1,222,295		946,540
営業費用					
支払手数料			286,963		196,236
広告宣伝費			19,231		19,884
調査費			26,452		35,822
委託調査費			1,500		2,350
委託計算費			39,067		43,350
営業雑経費			303,255		332,032
通信費			5,247		2,999
印刷費			4,888		6,353
協会費			752		1,170
業務委託費			180,473		211,546
情報機器関連費			68,943		72,663
その他営業雑経費			42,948		37,298
営業費用計			676,470		629,676
一般管理費					
給料			238,784		261,503
役員報酬			45,491		44,858
給料・手当			170,771		189,756
賞与			5,740		6,419
賞与引当金繰入額			16,780		20,468
法定福利費			24,585		32,694
退職給付費用			1,058		1,667
会議費			-		63
交際費			117		164
旅費交通費			3,468		4,724
租税公課			12,206		12,845
不動産賃借料			37,623		37,623
福利厚生費			122		558
保険料			1		58
固定資産減価償却費	* 1		83,484		90,592

資産除去債務利息	41	41
諸経費	12,022	13,825
一般管理費計	413,515	456,365
営業利益又は営業損失（ ）	132,309	139,500
営業外収益		
受取利息 * 2	657	625
投資有価証券売却益	-	3,917
雑収入	167	329
営業外収益計	824	4,871
営業外費用		
支払利息	372	1,744
投資有価証券売却損	-	2,077
為替差損	346	18
営業外費用計	719	3,840
経常利益又は経常損失（ ）	132,414	138,470
特別損失		
減損損失 * 3	-	140,511
特別損失計	-	140,511
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	132,414	278,981
法人税、住民税及び事業税	950	1,568
当期純利益又は当期純損失（ ）	131,464	280,550

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,266,171	1,266,171	733,828
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	131,464	131,464	131,464
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	131,464	131,464	131,464
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,134,706	1,134,706	865,293

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,563	2,563	736,392
当期変動額			
当期純利益	—	—	131,464
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	366	366	366
当期変動額合計	366	366	131,831
当期末残高	2,929	2,929	868,223

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,134,706	1,134,706	865,293
当期変動額						
当期純損失 （ ）	—	—	—	280,550	280,550	280,550
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	280,550	280,550	280,550
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,415,256	1,415,256	584,743

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,929	2,929	868,223
当期変動額			
当期純損失 （ ）	—	—	280,550
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	4,046	4,046	4,046
当期変動額合計	4,046	4,046	284,596
当期末残高	1,116	1,116	583,626

（注記事項）**（重要な会計方針）**

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

（１）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末の決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物附属設備 10～17年

工具器具備品 4～10年

（２）無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。

保険契約等代行業務収入は委託業務契約に基づき、保険契約代行業務（契約締結・履行及び維持・管理）及び付随するコンサルティング業務の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。保険契約代行業務の履行義務のうち、損害保険契約を締結、履行する義務については、契約を締結した時点で履行義務が充足されると判断し、契約締結により収益を認識しております。なお、当該履行義務については、当社が代理人に該当するため、当社が受け取る額から損害保険会社に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、損害保険契約を締結、履行する義務以外の履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

金融商品仲介手数料は有価証券売買の媒介等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は媒介に伴い顧客を獲得した時点で充足されると判断し、月次で収益を認識しております。

確定拠出年金事業収入は委託業務契約に基づき、企業型確定拠出年金に係る運営管理業務、個人型確定拠出年金受付金融機関事務代行業務等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

（会計方針の変更）

1．時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当期の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる当期の財務諸表への影響はありません。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）*** 1 有形固定資産の減価償却累計額**

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物附属設備	6,142	26,186
工具器具備品	8,957	15,999

*** 2 関係会社項目**

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未収入金	236,332	400,722
未収収益	232,004	-
短期貸付金	456,349	314,664

（損益計算書関係）*** 1 減価償却実施額**

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
有形固定資産	3,991	4,084
無形固定資産	73,204	80,215

*** 2 関係会社項目**

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
保険契約等代行業務収入等（注）	2,709,812	2,379,802
受取利息	657	624

（注）総額表記の為、純額表記の損益計算書金額とは一致しておりません。

* 3 減損損失に関する事項

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は当事業年度において、以下の通り減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

（単位：千円）

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 （本社）	事業用資産	ソフトウェア、附属設備、 工具器具備品、長期前払費用(税務)	140,511

(2) 減損損失の認識に至った経緯

経営環境の著しい悪化の結果、中期経営計画における将来キャッシュ・フローがいずれの期もマイナスになっていることから、投資額の回収を見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しています。

(3) 減損損失の金額

（単位：千円）

ソフトウェア	114,937
附属設備	18,461
工具器具備品	4,539
長期前払費用（税務）	2,572
合計	140,511

(4) 資産のグルーピングの方法

資産運用として一体で行っていることから、全ての事業用資産を一つのグルーピングとして認識しております。

(5) 回収可能価格の算定方法

事業用資産の回収可能価額は使用価値の金額を使用しています。事業用資産の将来キャッシュ・フローに基づく評価額が0であるため、回収可能価額を0と算定し、備忘価額まで減額しております。

(株主資本等変動計算書関係)**前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）****1．発行済株式に関する事項**

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

2．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）**1．発行済株式に関する事項**

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

2．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)**前事業年度（2022年3月31日）****1．金融商品の状況に関する事項****(1) 金融商品に対する取組方針**

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っております。

短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「短期貸付金」、「未収収益」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（注）1	34,223	34,223	-
資産計	34,223	34,223	-

（注）1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

（注）2 市場価格のない株式等

関係会社株式（貸借対照表計上額200,000千円）については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含めておりません。

（注）3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。なお、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第3条第6項により、経過的な取扱いに従って、投資信託については、財務諸表等規則第8条の6の2第1項第3号に掲げる事項の記載を省略しております。

（注）4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	196,753	-
未収入金	243,418	-
短期貸付金	456,349	-

（注）5 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超
短期借入金	100,000	-

当事業年度（2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っております。

短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ

取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。
流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「短期貸付金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（注）1	803,922	803,922	-
資産計	803,922	803,922	-

（注）1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

（注）2 市場価格のない株式等

関係会社株式（貸借対照表計上額200,000千円）については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券	-	803,922	-
資産計	-	803,922	-

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	112,369	-
未収入金	406,139	-
短期貸付金	314,664	-

５．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超
短期借入金	900,000	-

(有価証券関係)**前事業年度（2022年3月31日）**

1．子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 200,000千円）は市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託 受益証券	30,000	34,223	4,223

3．売却したその他有価証券

該当事項はありません。

4．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

1．子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 200,000千円）は市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託 受益証券	4,000	4,128	128
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託 受益証券	801,000	799,794	1,205
合計	投資信託 受益証券	805,000	803,922	1,077

3．売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	1,032,840	3,917	2,077

4．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(収益認識関係)**前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）**

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
(1)委託者報酬	470,563	470,563
(2)金融商品仲介手数料	419	419
(3)確定拠出年金事業収入	37,323	37,323
(4)保険契約等代行業務収入	673,070	673,070
(5)その他営業収入	21,317	21,317
顧客との契約から生じる収益	1,202,693	1,202,693
外部顧客への営業収益	485,836	485,836

（注）システム貸付収入はリース会計基準を適用しているため、表中に含めておりません。

2．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）**１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

（単位：千円）

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
(1)委託者報酬	304,230	304,230
(2)金融商品仲介手数料	159	159
(3)確定拠出年金事業収入	58,384	58,384
(4)保険契約等代行業務収入	536,858	536,858
(5)その他営業収入	31,427	31,427
顧客との契約から生じる収益	931,060	931,060
外部顧客への営業収益	325,663	325,663

（注）システム貸付収入はリース会計基準を適用しているため、表中に含めておりません。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(税効果会計関係)**1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の欠損金 (注) 2	339,041	379,619
固定資産減損損失	-	43,024
賞与引当金	2,841	3,459
未払費用	430	1,397
未払事業税	1,566	1,843
一括償却資産	308	309
税務上の繰延資産	382	76
資産除去債務	847	1,059
退職金掛金	35	41
繰延税金資産小計	345,454	430,831
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	339,041	379,619
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,412	51,212
評価性引当金小計 (注) 1	345,454	430,831
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
投資有価証券	1,293	39
繰延税金負債合計	1,293	39
繰延税金負債の純額	1,293	39

(注) 1 評価性引当金の主な変動理由

税務上の欠損金の増加 379,619千円

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 1	-	-	-	-	-	339,041	339,041
評価性引当金	-	-	-	-	-	339,041	339,041
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 1	-	-	-	-	-	379,619	379,619
評価性引当金	-	-	-	-	-	379,619	379,619
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳**前事業年度(2022年3月31日)**

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
評価性引当額等	30.6%
住民税均等割額	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.7%

当事業年度（2023年3月31日）

税引前純損失を計上しているため注記を省略しております。

（確定拠出制度に基づく退職給付）

1．確定拠出制度の概要

当社では、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2．確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
退職給付費用	1,058	1,667

3．その他の事項

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）**（1）製品及びサービスごとの情報**

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	470,563千円
確定拠出年金事業	15,273千円
合計	485,836千円

（2）地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無い場合、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	内容	営業収益	関連するセグメント名
-------	----	------	------------

KDDI株式会社	保険契約代行業務収入等	2,736,855千円	投資・金融サービス業
----------	-------------	-------------	------------

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）**（１）製品及びサービスごとの情報**

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	304,230千円
確定拠出年金事業	21,432千円
合計	325,663千円

（２）地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	保険契約代行業務収入等	2,357,474千円	投資・金融サービス業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

「損益計算書関係」の「減損損失に関する事項」に記載のとおり発生しておりますが、報告セグメントが単一のため、記載しておりません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）**前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）**

１．関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
----	--------	-------	---------------------------	-------	------------------------	-----------------------	-------	-----------------------	----	----------------------

親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,852	電気通信事業	被所有間接66.6%	サービス提供・資金貸付	保険契約 代行業務等 （注1）	2,736,054	未収入金	234,212
							未収収益		232,004	
							資金の貸付 （注1）	37,249	短期貸付金	456,349
							営業費用 （注1）		133,268	未払金

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
兄弟会社	au損害保険株式会社	東京都港区	3,150	損害保険業	-	保険契約	保証金の差入（注1）	54,300	差入保証金	54,300
							保険料支払 （注1）	2,035,940	未払金 未払費用	162,917 160,250
	auペイメント株式会社	東京都港区	495	資金決済業	-	資金借入	資金の返済 （注1）	200,000	短期借入金	100,000
							利息の支払 （注1）	372	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
- 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に係る注記

- ・ KDDI株式会社（東京証券取引所市場第一部）
- ・ auフィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,852	電気通信事業	被所有間接 66.6%	サービス提供・資金貸付・出向契約等	保険契約 代行業務等 （注1）	2,357,474	未収入金	398,271
							資金の貸付 （注1） （注2）	142,310	短期貸付金	314,664
							営業費用 （注1）	124,418	前受収益	30,808
親会社	auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区	25,000	経営管理業等	被所有直接 66.6%	出向契約・役務提供等	営業費用（注1）	66,060	-	-

(2) 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
子会社	auフィナンシャルパートナー株式会社	東京都千代田区	200	保険代理業等	所有 直接 50.0%	システム賃貸・保守	保険システム貸与等 (注1)	22,240	-	-

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
その他の関係会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業等	-	出向契約・事務代行等	営業費用 (注1)	67,990	-	-
	株式会社大和総研	東京都江東区	3,898	システムコンサル等	-	出向契約・システム開発等	営業費用 (注1)	40,394	-	-
兄弟会社	au損害保険株式会社	東京都港区	3,150	損害保険業	-	保険契約等	保証金の差入(注1)	54,300	差入保証金	54,300
							保険料支払 (注1)	1,784,747	未払金	269,567
	auペイメント株式会社	東京都港区	495	資金決済業	-	資金借入等	資金の借入 (注1)	1,800,000	短期借入金	900,000
							資金の返済 (注1)	1,000,000		
							利息の支払 (注1)	1,744		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
- グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、グループ・ファイナンス取引であります。なお、資金の貸借を随時行っているため、事業年度中の取引金額を純額で記載しております。
- 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に係る注記

- ・ KDDI株式会社（東京証券取引所 プライム市場）
- ・ auフィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	10,852円79銭	7,295円33銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）	1,643円31銭	3,506円88銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（ ） （千円）	131,464	280,550
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	131,464	280,550
普通株式の期中平均株式数（株）	80,000	80,000

（重要な後発事象）

1．子会社株式の譲渡

当社は、2023年2月27日開催の取締役会において、子会社であるauフィナンシャルパートナー株式会社の全株式について、auフィナンシャルホールディングス株式会社へ譲渡することを決議し、2023年4月1日付で株式譲渡契約を締結致しました。尚、取得価額と譲渡価額は同額であり、譲渡損益は発生しておりません。

譲渡の理由：auフィナンシャルグループ内での資本関係整理のため

譲渡の時期：2023年4月1日

譲渡する株式の数：4,000株（持分比率：50%）

譲渡価額：2億円

譲渡後の当社持分比率：0%

独立監査人の監査報告書

2023年6月1日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚

起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月30日

auアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）の2022年12月21日から2023年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）の2023年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月21日から2023年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月30日

auアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）の2022年12月21日から2023年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）の2023年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月21日から2023年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月30日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鶴田 光夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）の2022年12月21日から2023年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）の2023年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月21日から2023年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月30日

auアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）の2022年12月21日から2023年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）の2023年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月21日から2023年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。